

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和2年10月9日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2000129 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2000059 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和63年9月30日から同年10月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

昭和63年9月30日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る昭和63年9月30日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 33 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年9月30日から同年10月1日まで

A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日が昭和63年9月30日となっているが、私は同日まで勤務していたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及び同一職種の同僚の陳述により、請求者は請求期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、請求者から提出された預金通帳において、昭和63年4月から同年9月までの期間の各月に入金が確認できるところ、請求者は、当該入金は、A社から支払われた給与である旨陳述していること及びA社における請求期間当時の経理及び労務管理担当者の回答により、当該入金は、A社から請求者に支払われた給与であると推認できる。

さらに、前述の経理及び労務管理担当者は、A社における請求者の社会保険料控除方法は当月控除であった旨陳述していること及び請求者から提出された預金通帳において確認できる昭和63年9月の入金額は、A社において請求者の厚生年金保険被保険者記録が確認できる期間のうち、同年5月から同年8月までの期間の各月に振り込まれた入金額と概ね一致することにより、請求者は請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたと推認できる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出された預金通帳及びオンライン記録において確認できる昭和63年8月の標準報酬月額により、47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、元事業主は、当時の資料は何も残っておらず当時のことは何も分からぬ旨陳述している上、現在の事業主も、請求者に係る関係資料を保管していないため不明である旨回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2000149 号
厚生局事案番号 : 関東信越(脱) 第 2000001 号

第1 結論

昭和 28 年 9 月 5 日から昭和 36 年 1 月 1 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 28 年 9 月 5 日から昭和 36 年 1 月 1 日まで

厚生年金保険の記録では、A 社に勤務していた請求期間について脱退手当金支給期間と記録されているが、同社で厚生年金保険に加入していたことを知らなかつたため、脱退手当金を請求したことも受け取つたこともない。

調査の上、請求期間を年金給付に反映する被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求者の氏名が記載されているページ及びその前後 5 ページに記載されている女性のうち、脱退手当金の受給要件を満たしている 40 名について脱退手当金の支給記録を調査したところ、38 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 32 名が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされているほか、オンライン記録により、請求者が同社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（昭和 36 年 1 月 1 日）と同日に同社に係る被保険者資格を喪失している複数の者の脱退手当金の支給決定が、請求者と同日の昭和 36 年 4 月 10 日となっていることが確認できることから判断すると、請求者の脱退手当金については、同社の事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、請求者に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、厚生年金保険被保険者台帳には昭和 36 年 2 月 21 日付で脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から脱退手当金の裁定庁である社会保険出張所（当時）に回答していることが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほかに、請求者が請求期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないと認めることはできない。